



# 10月からマイナンバーの 通知が始まります。

平成27年10月から、住民票を有する人全てに、12桁のマイナンバーが通知されます。原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとに一人ひとりの「通知カード」として簡易書留で通知されます。住民票の住所と現在お住まいの居所の住所が異なる場合は、確実に受け取ることができない可能性があります。通知カードを確実に受け取るため、住民票の住所を確認しましょう。

## 住民票と居所の住所地が違う方は マイナンバーの通知（通知カード）を受け取るために 住民票の異動をお願いします。

マイナンバーは、平成27年10月の第1月曜日である5日時点で住民票に記載されている住民に指定され、それ以降、市区町村から住民票の住所に簡易書留で郵送されます。

住民票と居所の住所地が違う方は通知カードを確実に受け取るために、速やかに異動の手続きをお願いします。

手続きなどに関しては、まずは住民票のある住所地の市町村にお問合せください。

なお、やむを得ない理由により、住民票の住所地で受け取ることができない方（※）は、居所情報登録申請書を**8月24日～9月25日の期間中**に住民票のある住所地の市町村に、持参または郵送してください。

申請書の他に必要なもの

- ・申請者の本人確認書類（免許証など）
  - ・居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）
  - ・代理人が申請する場合は、代理人の代理権を証明する書類（委任状等）と、代理人の本人確認書類（免許証等）
- 注：申請は個人単位で行っていただくため、委任状は1人ごとに必要になります。

※ 主に、東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している方。DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動している方。一人暮らしで長期間医療機関・施設に入院・入所している方等。

◎ 申請書は役場窓口、他市町村にあります。また、総務省のホームページでもダウンロードできます。  
総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

マイナンバー制度に  
関するお問い合わせは

マイナンバー  
**0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)  
平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）  
※一部IP電話等上記ダイヤルに繋がらない場合は050-3816-9405におかけください。※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応（英語）は0570-20-0291におかけください。

問い合わせ先 総務課 企画情報グループ（マイナンバー制度） ☎ 62-8125  
住民課 住民グループ（通知・個人番号カード、住所異動） ☎ 62-8126